

画期的な司法判断：Cloudflareは「直接侵害者」ではないが、「幫助者」としての責任を負う



東京地方裁判所は、大手出版社4社がCDNサービス提供者のCloudflare, Inc.を訴えた著作権侵害訴訟において、Cloudflareを直接の公衆送信の主体とは認めなかった。しかし、海賊版サイト運営者による権利侵害を容易にした「幫助者」として、過失による不法行為責任を認定した。

判決主文要約

- 主位的請求（民法709条）：いずれも棄却
- 予備的請求（民法719条2項）：一部認容

被告（Cloudflare）が支払うべき賠償額：

株式会社講談社：	1億2650万円
株式会社集英社：	1億2650万円
株式会社小学館：	1億2650万円
株式会社KADOKAWA：	1億2140万0928円

判決文「主文」より引用

訴訟の当事者：日本の大手漫画出版社 vs. グローバルCDNプロバイダー

原告 (Plaintiffs) - 出版社4社



株式会社KADOKAWA
株式会社講談社
株式会社集英社
株式会社小学館

役割
漫画作品の著作権を保有する権利者。

被告 (Defendant) - インフラ提供者



Cloudflare, Inc.

役割
世界275都市にサーバーを設置し、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク (CDN) サービスを提供する米国法人。

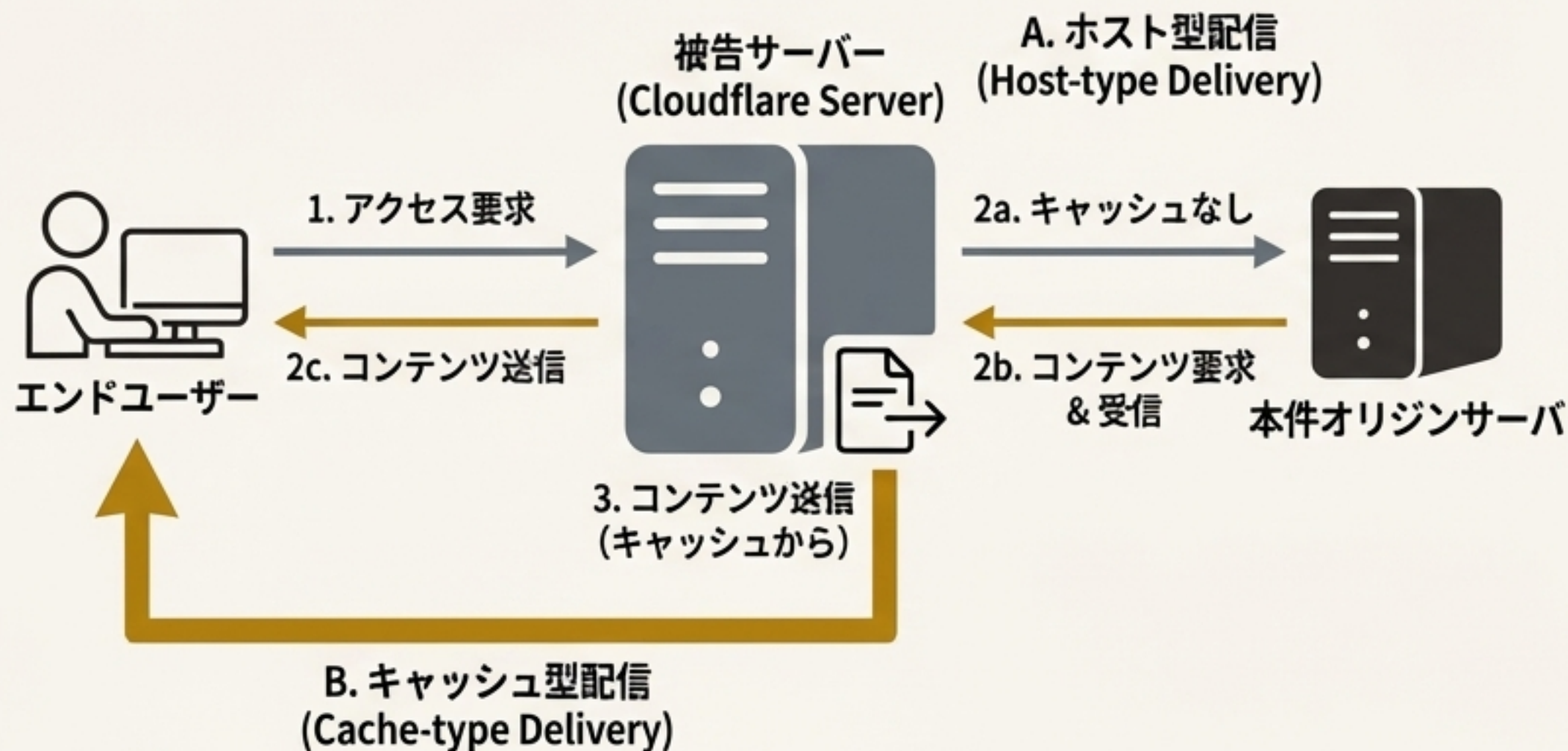
侵害主体 (Infringing Entity) - 海賊版サイト



ウェブサイト「F」（以下「本件各ウェブサイト」）

役割
原告らの許諾を得ずに漫画の複製データ（本件コンテンツ）をサーバに記録し、ストリーミング配信していたウェブサイト。運営者は「本件運営者」と呼称される。

侵害の構造：CloudflareのCDNサービスはどのように利用されたか



プロセス解説

- 1. エンドユーザーのアクセス:** ユーザーが海賊版サイトにアクセスすると、DNS解決により最寄りの被告サーバー（Cloudflare Server）に接続される。
- 2. ホスト型配信（Host-type Delivery）:**
被告サーバーにキャッシュがない場合、自動的に海賊版サイトのオリジンサーバー（本件オリジンサーバ）にコンテンツを要求。
オリジンサーバーから受信したコンテンツをユーザーに送信すると同時に、自社の記録媒体にコンテンツを記録（キャッシュ）する。
- 3. キャッシュ型配信（Cache-type Delivery）:**
被告サーバーにキャッシュがある場合、オリジンサーバーにアクセスせず、直接キャッシュデータをユーザーに送信する。

****重要****：被告ウェブサイトによると、静的コンテンツサイトの
キャッシュヒット率は **95～99%** に達する。

法的請求の二段構え：原告が問うた2つの責任

主位的請求 (Primary Claim) - 民法709条

主張:

- Cloudflare自身が、著作権（公衆送信権）を直接侵害する「公衆送信の主体」である。

根拠:

- 被告サーバーからエンドユーザーへコンテンツが送信されており、その装置を管理・提供するCloudflareが送信主体である。



予備的請求 (Secondary Claim) - 民法719条2項

主張:

- たとえ直接の主体でなくとも、Cloudflareは海賊版サイト運営者の違法行為を助けた「幫助者」である。

根拠:

- CDNサービスの提供が、大規模な権利侵害を技術的・経済的に可能にし、容易にした。

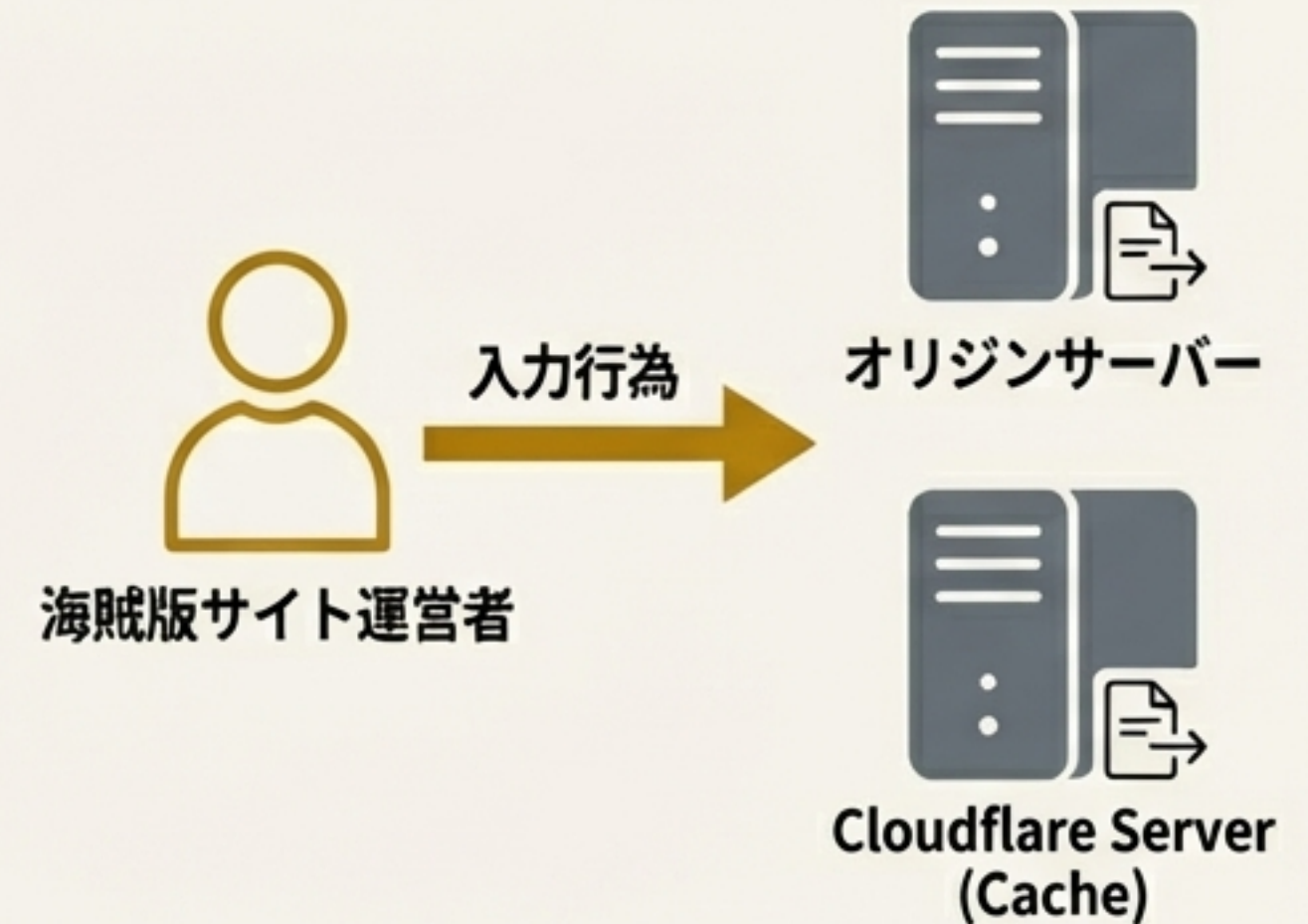
****裁判所の判断への道筋****: 裁判所はまず主位的請求を検討し、次に予備的請求の成否を判断した。このプレゼンテーションもその論理を追う。

主位的請求の棄却：なぜCloudflareは「送信主体」とされなかったのか

裁判所の論理 (Court's Reasoning) - 争点2-1

1. 「主体」の定義：自動公衆送信の主体とは、装置が受信者からの求めに応じ情報を自動送信できる「状態を作り出す行為を行う者」である。（最高裁 H23.1.18 判決参照）
2. ホスト型配信の場合：
被告サーバーへのコンテンツ入力、本件運営者がオリジンサーバーにデータを記録し、被告サービスを利用する設定を行ったことで可能になった。
したがって、入力行為の主体は本件運営者である。
3. キャッシュ型配信の場合：
キャッシュデータは、ホスト型配信時に自動的に記録されるもの。
入力の主体が本件運営者である以上、その結果としてキャッシュを記録する主体も本件運営者である。

「送信可能化状態を作り出す行為」
を行った者が主体である。



結論：ホスト型・キャッシュ型いずれの配信においても、自動公衆送信の主体は
Cloudflareではなく、海賊版サイトの運営者であると判断された。

予備的請求の認容：幫助者としての責任はいかにして認定されたか

幫助行為認定の2つの柱 (Two Pillars of Accomplice Liability) - 争点2-3



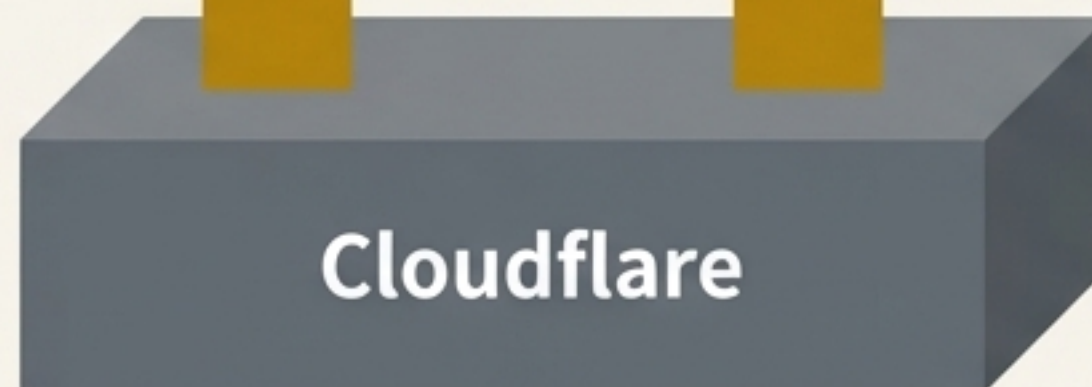
海賊版サイト運営者

1. 侵害の容易化 (Facilitation of Infringement) :

- 大規模配信の実現：CDNサービスにより、単一のオリジンサーバーでは不可能なレベルの大量アクセス（月間最大3億回超）に対応できた。キャッシュ機能がサーバー負荷を大幅に軽減した。

- 強度な匿名性の提供：リバースプロキシによるオリジンサーバーのIPアドレス秘匿に加え、契約時の本人確認を簡略化していたことで、運営者の特定が極めて困難になった。

大規模配信の実現 (Performance/Scale) 強度な匿名性の提供 (Anonymity)



2. 結果回避義務違反（過失） (Breach of Duty to Avoid Harm – Negligence) :

- 権利侵害を認識できたにもかかわらず、侵害を回避するための措置（サービス停止）を講じる義務を怠った。

裁判所の結論：これらの行為は、本件運営者による著作権侵害を物理的及び心理的に容易にするものであり、幫助行為に当たると認定。

認識の起点：「DMCA通知」がCloudflareの注意義務を発生させた

通知により、被告は「**他人の権利が侵害されていることを知ることができた**と認めるに足る相当の理由」があったと判断された。

DMCA通知の重要性



DMCA通知

原告4社は、代理人弁護士を通じ、被告にDMCAに基づく著作権侵害通知（本件通知）を送付。

- 通知には、侵害コンテンツのURLと正規サイトのURLが記載されていた。

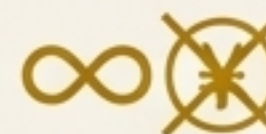
裁判所の認定



通知に記載されたURLにアクセスすれば、以下の点から海賊版サイトであることは一見して明らかであった。



WAR



- コンテンツ名にある「Raw-Free」（海賊版を意味するネット用語）の記載。
- 全ページに挿入されたサイトドメインの透かし。
- 4000タイトル以上の膨大な漫画が全て無料で配信されているという異常な状態。

被告の反論と裁判所の判断

被告
主張

「DMCA通知の悪用が横行しており信用できない」「通知の形式不備」

裁判所
判断

通知の信用性を揺るがすほどの不備はなく、サイトの状況と合わせれば、通常の注意を払えば権利侵害を十分に認識できた。

行為義務の発生と不履行：サービス停止義務を怠った「過失」

裁判所の判断



1. **回避可能性:** Cloudflareは、被告サービスの提供を停止することで、ホスト型およびキャッシュ型配信による著作権侵害の結果を**技術的に回避可能であった**。
2. **義務の発生:** 権利侵害を認識可能となった「本件通知」の受領後、内容確認や社内手続きに必要な期間として**1ヶ月**が相当である。
3. **過失の認定:** したがって、被告は通知受領から1ヶ月経過した時点でサービスの提供を停止する義務を負っていたが、これを怠った。この不作為が**過失**にあたる。

事実: 被告が実際にキャッシュサービス停止措置やサービス提供終了を行ったのは、通知受領から大幅に遅れた時期であった。(例：ウェブサイト1は通知から約15ヶ月後にサービス終了)

技術的抗弁の排斥：著作権法47条の4「付随的利用」はなぜ適用されなかったか

被告の主張 (Cloudflare's Argument)

キャッシュサーバーへのデータ記録（キャッシング）は、送信を効率化するための「自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために...記録する場合」（著作権法47条の4第1項2号）にあたり、権利制限の対象である。

裁判所の判断 (Court's Ruling)

二つの行為を分離して評価



1. キャッシュデータの「記録」行為
送信効率化が目的であり、著作物の主たる利用に付随するため、権利制限の趣旨が妥当しうる。



2. キャッシュデータの「送信」行為
ユーザーへの送信は、**エンドユーザーによる著作物の閲読機会を直接増加**、**著作物の閲読機会を直接増加させる**ものであり、独立した利用行為に他ならない。これは「付随的利用」とは言えない。

結論

キャッシュからの送信は、著作権者に対価回収機会を与える必要がないとは言えず、権利制限の対象外である。

付言 (Proviso) 仮に権利制限の対象となるとしても、本件のような大規模な無償配信は「著作権者の利益を不当に害する場合」（同項ただし書）に該当すると判断。

損害の定量化：裁判所はいかにして賠償額を算出したか

根拠法条 (Legal Basis)

著作権法114条3項 - 権利侵害があった場合、権利者は、その著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を、損害額として賠償請求できる。

算定式 (Calculation Formula)

$$\text{損害額} = \text{① 閲覧話数} \times \text{② 1話あたりの使用料相当額}$$



以降のスライドで詳解

- ① 閲覧話数の算定: アクセス数データを基にした、サイト全体の閲覧規模の推計。
- ② 使用料相当額の認定: 通常のライセンス契約とは異なる、海賊版サイトの特殊性を考慮した料率の決定。

侵害の規模：天文学的なアクセス数から閲覧話数を推計

サイトアクセス数合計（損害期間）

原告集英社

318億7,900万
万回

原告小学館

353億7,900万

裁判所の推計プロセス

1. 月間アクセス数の認定:
SimilarWebの調査データを採用。
2. 1アクセスあたりの閲覧話数:
平均滞在時間（約28分）と単行本読了時間（約45分）を基に5話と認定。（原告主張の7話より少なく認定）
3. 各著作物の閲覧話数の算出:
 $(\text{サイト全体の閲覧話数}) \times (\text{全コンテンツ123,631話中の各作品の話数割合})$
4. 最終調整:
同じ話の「読み返し」を考慮し、上記で算出した話数の8割を損害算定の基礎とする。

「受けるべき金銭」の認定：なぜ使用料率80%という高水準が認められたか

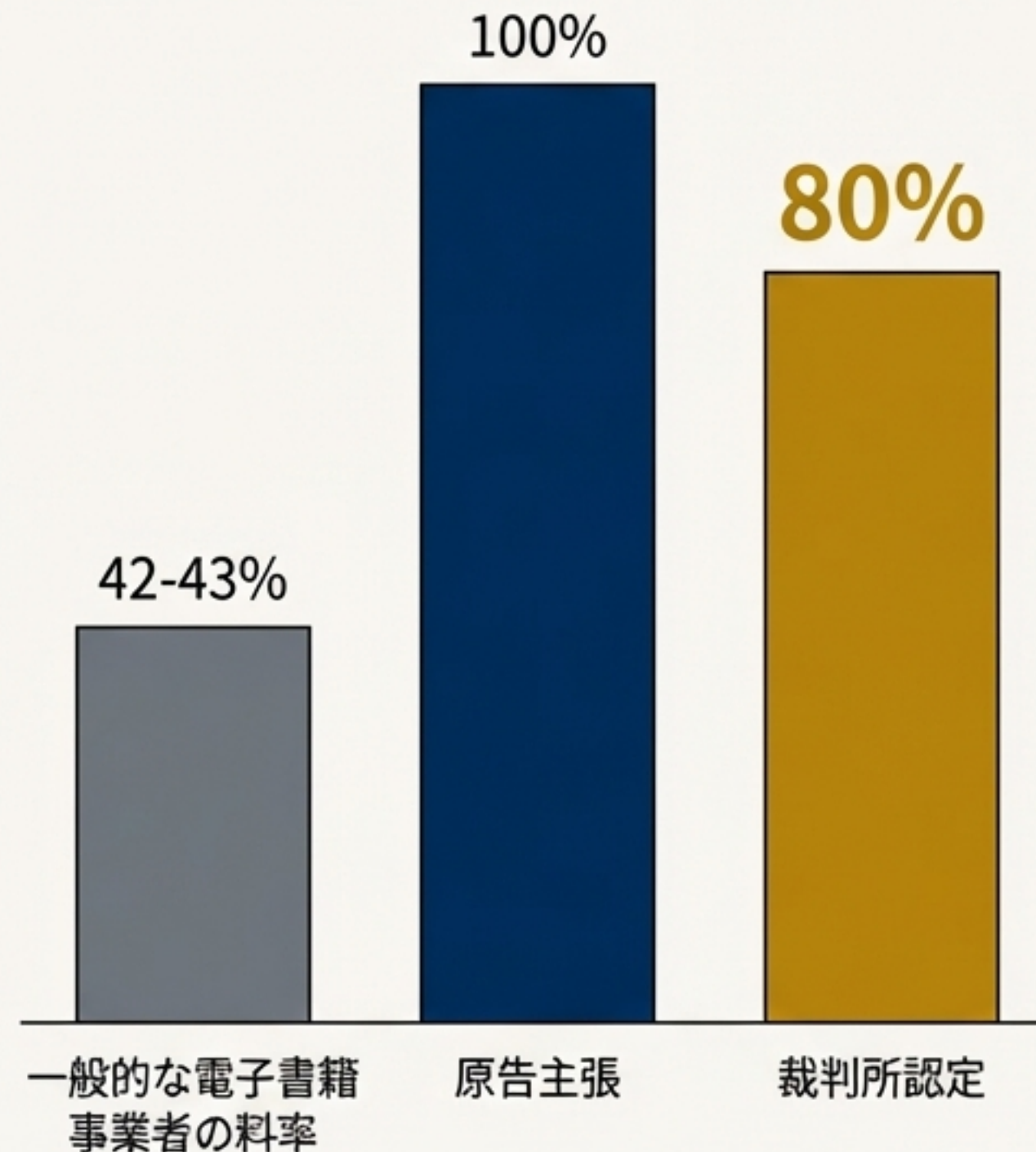
当事者の主張

原告：

- 悪質な海賊版サイトに許諾はありえず、自社サイトでの配信料（例：「進撃の巨人」150円/話）がそのまま使用料相当額となるべき。

被告：

- 過去のライセンス契約に基づき、売上の42-43%程度が妥当。



裁判所の判断

- 通常の電子書籍ストアが備えるコピープロテクション等がなく、サイトドメインの透かしが入るなど、侵害の態様は極めて悪質である。
- 原告らが、通常の事業者と同水準の使用料で配信を許諾することとはあり得ない。
- 侵害の態様を含む一切の事情を考慮し、想定される配信料に対する相当な使用料率を80%と認めるのが相当である。

最終的な損害額の算定：数億から数十億円規模の賠償責任

裁判所が認定した損害額（弁護士費用含む）

原告	1話あたりの使用料	損害算定の基礎となる閲覧話数	著作権法114条3項に基づく損害額
KADOKAWA	¥96	1,149,630	¥110,364,480
講談社	¥120	3,542,105	¥425,052,600
集英社	¥24	91,278,038	¥2,190,672,912
小学館	¥48	12,072,388	¥579,474,624

請求額との関係

- 講談社、集英社、小学館については、認定された損害額が請求額（各1億2650万円）を上回るため、請求額全額が認容された。
- 集英社の例：算定された損害額は約21.9億円に達したが、訴訟ではその一部である1億2650万円を請求していた。

本判決が示す先例：プラットフォーム事業者に求められる責任と今後の展望

本判決から得られる4つの重要な示唆



1. 「認識」の重要性

具体的かつ信頼性のある権利侵害通知（DMCA通知等）を受領した場合、漫然とサービスを継続することは「過失」と認定されうる。プラットフォームは通知を無視できない。



2. 「幫助」の範囲

パフォーマンス向上や匿名化といった、中立的に見える技術的サービスの提供であっても、それが大規模な権利侵害を決定的に容易にする場合は、幫助行為となりうる。



3. キャッシュdefenseの限界

キャッシュからの送信であっても、ユーザーのコンテンツ消費に直接繋がる場合は「付随的利用」とは認められず、独立した権利侵害行為と評価される可能性がある。



4. 悪質な侵害に対する高額賠償

損害額算定において、侵害の悪質性を考慮し、市場実勢を大幅に上回る使用料率が認定されることがある。これは、抑止効果を意図した司法の強いメッセージである。